特定販売の概要（薬局）

薬局名：

|  |  |
| --- | --- |
| ①特定販売を行う際に使用する　通信手段 | □ インターネット□ 電話□ カタログ□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ②特定販売を行う医薬品の区分 | □ 第１類医薬品　　　□ 指定第２類医薬品□ 第２類医薬品　　　□ 第３類医薬品□ 薬局製造販売医薬品（毒薬・劇薬は除く） |
| ③営業時間のうち特定販売のみを　行う時間 | * あり

（　　　　　　時　　分 ～ 　　時　　分　　　）* なし
 |
| ④都道府県知事又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要（営業時間のうち　特定販売のみを行う時間がある場合） | □ パソコン□ デジカメ□ 電話□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ⑤特定販売を行うことについて　インターネットを利用して広告をするときは、主たるホームページアドレス（URL）及び主たるホームページの構成の概要 | インターネットを利用して広告* する　　　　　　□ しない

主たるホームページのアドレス（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）主たるホームページの構成の概要（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ⑥特定販売を行うことについての広告に、正式名称と異なる名称を表示するときは、その名称 | * 表示する

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）* 表示しない
 |

（注意）

1　該当する項目の□に✔を記入すること。

2　④の必要な設備について、都道府県知事等の求めに応じてデジカメ等で撮影した画像をパソコン等により電送することを想定。必要な設備をすべて備えること。

3　⑤の主たるホームページの構成の概要について、その記載事項のすべてを記載することができない場合は同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

（ア）ホームページでの医薬品の表示内容や表示すべき事項の表示の状況等が分かるような　ホームページのイメージ等の書類を添付すること。

（イ）一つの薬局・店舗が複数のホームページを開設している場合には、それらすべてについて関連する書類添付すること。

（ウ）ホームページを閲覧するために、パスワード等が必要な場合には、開設者は、熊本市等がホームページを閲覧することができるよう、当該パスワード等を主たるホームページの構成の概要の中に盛り込むこと。

（エ）カタログ等を用いて特定販売を行う場合においても、同様にその概要が分かる資料を　添付すること。